

日本年金機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

勤勉手当については、役員報酬規程第12条第2項の規定に基づいて、業績評価の結果を踏まえて決定できることになっている。なお、当機構は平成22年1月1日に発足した法人であるため、平成21年度における勤勉手当の支払いはない。

(参考) 役員報酬規程第12条第2項

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する役員の在職期間による割合を乗じて得た額に、厚生労働大臣が行う業績評価の結果を踏まえて理事長が決定する割合を乗じて得た額とする。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改正なし
理事	改正なし
理事(非常勤)	改正なし
監事	改正なし
監事(非常勤)	改正なし

注:「役員報酬についての基本方針に関する事項」については、平成22年1月から3月までの3ヶ月間の実績を記載している。

2 役員の報酬等の支給状況

本項における役員の「年間報酬等の総額」については、平成22年1月から3月までの3ヶ月間の実績を記載している。

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 3,398	千円 2,868	千円 0	千円 42 488 (通勤) (地域)	1月1日		
A理事	千円 2,918	千円 2,427	千円 0	千円 79 412 (通勤) (地域)	1月1日		◇
B理事	千円 2,785	千円 2,319	千円 0	千円 72 394 (住居) (地域)	1月1日		
C理事	千円 2,761	千円 2,319	千円 0	千円 48 394 (通勤) (地域)	1月1日		◇
D理事	千円 2,761	千円 2,319	千円 0	千円 48 394 (通勤) (地域)	1月1日		◇

E理事	千円 2,980	千円 2,535	千円 0	千円 14 431 (通勤) (地域)	1月1日		
F理事	千円 2,713	千円 2,319	千円 0	千円 394 (地域)	1月1日		◇
G理事	千円 2,779	千円 2,319	千円 0	千円 66 394 (通勤) (地域)	1月1日		◇
H理事	千円 2,787	千円 2,319	千円 0	千円 21 324 123 (通勤) (地域) (単身)	1月1日		
I理事 (非常勤)	千円 72	千円 70	千円	千円 2 (通勤)	1月1日		
J理事 (非常勤)	千円 105	千円 105	千円	千円	1月1日		
K理事 (非常勤)	千円 589	千円 563	千円	千円 26 (通勤)	1月1日		
L理事 (非常勤)	千円 575	千円 563	千円	千円 12 (通勤)	1月1日		
A監事	千円 2,414	千円 2,004	千円 0	千円 69 341 (通勤) (地域)	1月1日		
B監事 (非常勤)	千円 483	千円 458	千円	千円 25 (通勤)	1月1日		

注1:「役員の報酬等の支給状況」については、平成22年1月から3月までの3ヶ月間の実績を記載している。

注2賞与の支払は毎年6月と12月としており、当機構は平成22年1月1日に発足した法人であるため、賞与の支払はない。

注3:「地域」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注4:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当なし	
A理事	千円	年	月			該当なし	◇
B理事	千円	年	月			該当なし	
C理事	千円	年	月			該当なし	◇
D理事	千円	年	月			該当なし	◇
E理事	千円	年	月			該当なし	
F理事	千円	年	月			該当なし	◇
G理事	千円	年	月			該当なし	◇
H理事	千円	年	月			該当なし	
I理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
J理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
K理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
L理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
A監事	千円	年	月			該当なし	
B監事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	

注1:「役員の退職手当の支給状況」については、平成22年1月から3月までの3ヶ月間の実績を記載している。

注2:「摘要」欄には、各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注3:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

機構の人員体制について、基本計画に基づき、合理化・効率化を進めるものとし、人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一人当たり平均の人件費水準が旧社会保険庁の水準を上回らない(ただし、労働保険料(事業主負担分)など、特殊法人化に伴って必要となる経費を除く。)範囲内でメリハリのある設計を行う。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

年功序列を排した能力・実績本位の人材登用や給与体系の確立、人事評価に基づく賞与制度や昇給の査定幅の拡大など、成果を上げた職員を適正に処遇する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	成果を上げた職員を適正に処遇し、職員のモチベーションを向上させるため、賞与に占める期末手当(固定分)の支給割合を縮小し、人事評価が反映される勤勉手当(査定分)の支給割合を拡大する。
本俸及び役職手当等 (昇格)	必要経験年数等を有し、勤務成績が良好であって1等級上位の職務遂行が担えると認められる場合に職階ごとの定数に応じ昇格。
本俸 (昇給)	昇給はその者の勤務成績に基づいて行うこととしており、その勤務成績は人事評価結果に基づき決定することとしている。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

改正なし

注:「職員給与についての基本方針に関する事項」については、平成22年1月から3月までの3ヶ月間の実績を記載している。

2 職員給与の支給状況

本項における職員の「年間給与額」は、機構は平成22年1月に設立された法人であることから、平成21年度の給与の年間実績が示せないため、平成22年1月から3月までの3ヶ月間の給与支給実績に、平成22年1月の支給給与を基準として推計した9ヶ月間(平成21年4月から12月)の給与額及び国家公務員の期末・勤勉手当の年間支給月数と同様として推計した賞与額を加えて算出した推計額である。

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 9670	歳 40.6	千円 5,847	千円 4,428	千円 148	千円 1,419
事務・技術	人 9670	歳 40.6	千円 5,847	千円 4,428	千円 148	千円 1,419
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

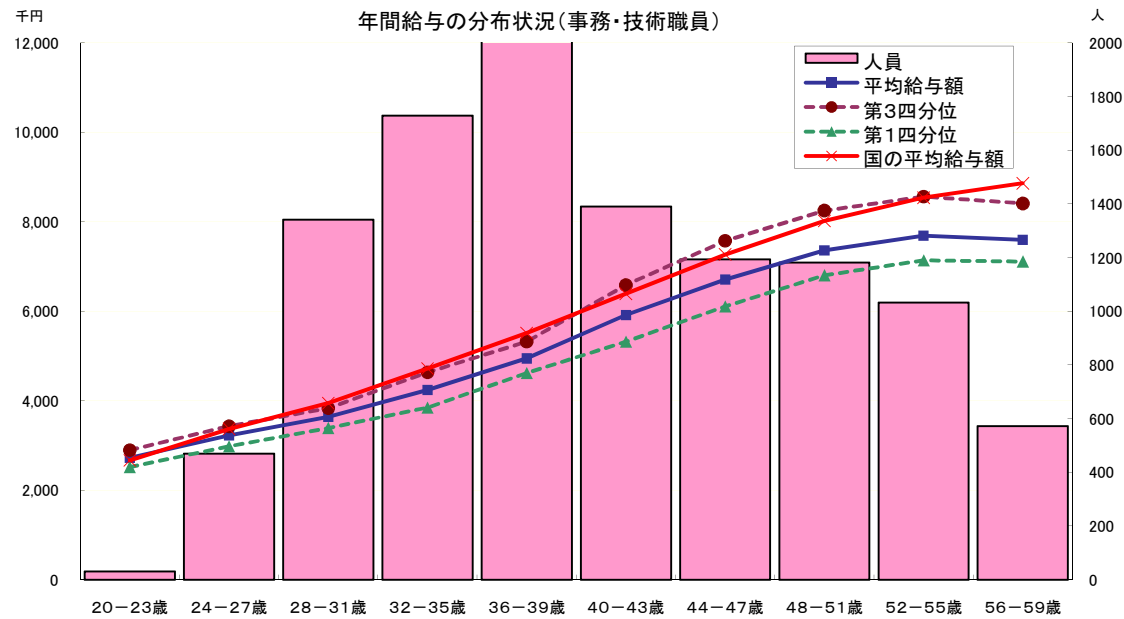
任期付職員	人 1321	歳 44.4	千円 4,731	千円 3,540	千円 140	千円 1,191
事務・技術	人 1321	歳 44.4	千円 4,731	千円 3,540	千円 140	千円 1,191
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1:職種のうち研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため省略した。

注2:「人員」及び「平均年齢」は、平成22年4月1日に在職している常勤職員及び任期付職員のうち、機構設立時において在職し、平成21年度中の月例給与を減ぜられることなく支給された、20歳以上60歳未満の者についてのものである。

注3:「年間給与額(平均)」は、平成22年1月から3月までの3ヶ月間の給与支給実績に、平成22年1月の支給給与を基準として推計した9ヶ月間(平成21年4月から12月)の給与額及び国家公務員の期末・勤勉手当の年間支給月数と同様として推計した賞与額を加えて算出した推計額である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1:職種のうち研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成22年4月1日に在職している常勤職員及び任期付職員のうち、機構設立時において在職し、平成21年度中の月例給与を減ぜられることなく支給された、20歳以上60歳未満の者についてのものである。

注3:「年間給与」は、平成22年1月から3月までの3ヶ月間の給与支給実績に、平成22年1月の支給給与を基準として推計した9ヶ月間(平成21年4月から12月)の給与額及び国家公務員の期末・勤勉手当の年間支給月数と同様とし推計した賞与額を加えて算出した推計額である。また、①の年間給与額(平均)から通勤手当を除いた状況である。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 ・本部グループ長 ・一般職群(S1、S2)	103	53.2	9,001	9,568	10,077
	234	31.8	3,734	3,947	4,160

注:当機構における代表的職位について記載したものである。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
標準的な職位		一般職群	一般職群 (主任)	一般職群 (調査役)	一般職群 (調査役)	グループ長 事務所課長	グループ長 事務所長	グループ長 ブロック本部長	本部部长	本部部长	本部部长
人員	9,670人	677人	2,018人	3,217人	1,491人	1,712人	495人	42人	12人	5人	1人
(割合)		7.0%	20.9%	33.3%	15.4%	17.7%	5.1%	0.4%	0.1%	0.1%	0.0%
年齢(最高～最低)		35～21	59～26	58～30	59～30	59～32	59～39	58～41	59～42	58～45	
所定内給与年額(最高～最低)		千円 3,872～1,704	千円 4,069～2,412	千円 5,345～2,952	千円 6,735～3,732	千円 7,540～4,717	千円 8,146～5,796	千円 9,043～7,168	千円 9,392～7,611	千円 9,289～8,859	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 4,879～2,285	千円 5,253～3,234	千円 6,888～4,008	千円 8,660～5,106	千円 9,631～6,305	千円 10,479～7,742	千円 11,613～9,499	千円 12,673～10,119	千円 12,505～11,919	千円

(任期付職員)

区分	計	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
標準的な職位		一般職群	一般職群 (主任)	一般職群 (調査役)	一般職群 (調査役)	一般職群 (調査役)	一般職群 (調査役)				
人員	1,321人	210人	526人	288人	133人	150人	14人	人	人	人	人
(割合)		15.9%	39.8%	21.8%	10.1%	11.4%	1.1%	%	%	%	%
年齢(最高～最低)		46～21	59～28	59～33	59～41	59～46	59～55				
所定内給与年額(最高～最低)		千円 3,057～1,884	千円 3,800～2,412	千円 4,626～2,950	千円 5,616～4,020	千円 6,029～4,572	千円 5,833～4,896	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 3,979～2,526	千円 5,053～3,234	千円 6,245～4,007	千円 7,538～5,500	千円 8,042～6,317	千円 7,999～6,815	千円	千円	千円	千円

注1:職種のうち研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成22年4月1日に在職している常勤職員及び任期付職員のうち、機構設立時において在職し、平成21年度中の月例給与を減ぜられることなく支給された、20歳以上60歳未満の者についてのものである。

注3:「所定内給与額」については、平成22年1月から3月までの3ヶ月間の給与支給実績に、平成22年1月の支給給与を基準として推計した9ヶ月間(平成21年4月から12月)の給与額を加えて算出した推計額である。また、①の年間給与額(平均)から通勤手当を除いた状況である。

注4:「年間給与額」は、平成22年1月から3月までの3ヶ月間の給与支給実績に、平成22年1月の支給給与を基準として推計した9ヶ月間(平成21年4月から12月)の給与額及び国家公務員の期末・勤勉手当の年間支給月数と同様として推計した賞与額を加えて算出した推計額である。また、①の年間給与額(平均)から通勤手当を除いた状況である。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 50.3	% 51.6
		% 51.0	% 51.0
	査定支給分(勤勉相当)	% 49.7	% 48.4
		% 49.0	% 49.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 50.5～47.2	% 49.3～46.0
		% 49.9～46.6	% 49.9～46.6
	査定支給分(勤勉相当)	% 40.8	% 39.8
		% 40.3	% 40.3
	最高～最低	50.5～35.2	49.3～34.2
		49.9～34.7	49.9～34.7

注1:職種のうち研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため省略した。

注2:賞与については、平成22年1月の支給給与を基準に、国家公務員の期末・勤勉手当の年間支給月数と同様として算出した推計である。また、①の年間給与額(平均)から通勤手当を除いた状況である。

注3:賞与のうち、勤勉手当については、機構の賞与規程上、人事評価実施規定に定める実績評価の結果に応じて算出することとされているが、平成21年度の実績評価においては、全職員一律の評価としている。

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

90.8

注1:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。
注2:職種のうち研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため省略した。
注3:①の年間給与額(平均)から通勤手当を除いた状況である。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 90.8		
	参考	地域勘案	92.1
		学歴勘案	91.0
		地域・学歴勘案	92.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 100% (国からの財政支出額 19,209,625千円、支出予算の総額 19,209,625千円:平成21年度予算)		
	【検証結果】 国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえた妥当なものとする。		
	【累積欠損額について】 該当なし		
講ずる措置			

○比較対象職員の状況

・事務・技術

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の9670人及び任期付職員欄の1321人計10991人

10991人の平均年齢41.0歳、平均年間給与額5,713千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年 度) 千円	前年度 (平成20年 度) 千円	比較増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	18,050,877		— ()
退職手当支給額 (B)	1,529,242		— ()
非常勤役職員等給与 (C)	699,955		— ()
福利厚生費 (D)	2,468,642		— ()
最広義人件費 (A+B+C+D)	22,748,716		— ()

平成21年度中の設立のため前年度との比較不可

注:「総人件費」については、常勤・非常勤役員及び常勤職員・任期付職員、有期雇用契約職員、派遣職員における、平成22年1月から3月までの3ヶ月間の実績を記載している。

総人件費について参考となる事項

本機構については、政府の社会保険庁改革の一環として閣議決定された、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」において、当面の業務に必要な人員が既に決定されていることから、総人件費改革の削減対象法人とはされていない。

IV 法人が必要と認める事項

特になし